

特集

渋谷の福祉を考える まとめ②

2017年4月より2年にわたり11回シリーズで「渋谷の福祉を考える」をテーマに、障がいのある子どもから成人にわたり、彼らを取り巻く生活全般において、課題抽出を行ないながら、現状を分析してきました。

現在進行中の渋谷区障害福祉推進計画がスタートしたのは、2018年4月のことでした。その作成にあたっては、新しく自立支援協議会に福祉計画部会を発足させて対応し、今までになく官民が一体となって議論しながら意見交換会やアンケートを実施、区民の生の声をしっかりと答申としてまとめ、渋谷区もこれに真摯に回答する形でスタートした計画でした。もちろん課題は山積しているものの、この共働作業は今までの渋谷区に足りなかったものであったと評価する声も多く聞かれています。

ぱれっとつうしんでは、その計画策定に先立つ形でこの「渋谷の福祉を考える」という特集を組み、前回まとめた内容を含めて各課題について区の現状はどうか、全国的にはどうか、理想とする形は何か、何が足りていて何が足りていないのかという視点で調査や考察、提言を重ねてきました。本業がある中で取材に出かけたり、また紙面に限りもあり、中身が濃いものになったかどうかはわかりませんが、少なくともこの執筆を通して私たちも大いに学び、考えるきっかけになったことは確かです。先日、自立支援協議会のある役員の方から「大変参考になった」というお言葉もいただき、ありがたく感じたところです。

今回はまとめの第2弾として、そして特集の締めくくりとして、「就労支援」、「人材確保・定着・育成」、「地域で暮らす」、「ネットワーク」などのテーマを振り返りつつ考えてみたいと思います。

●就労支援

就労支援について特集を組んだのはちょうど1年前でした。それ以前から渋谷区の仮庁舎で行なわれてきた庁舎内実習は、その後「区役所臨時職員採用制度」へと発展し、今年1月から、実習を経て経験を積んだ障がいのある人たちを含めて、区役所での本格的雇用がスタートしています。今後は各部署からの仕事の切り出しや雇用枠の拡大などの課題は残っているものの、働いている人たちは封入や郵便物の整理など生き活きと仕事に取り組んでいます。また、昨年からの新たな取り組みとして、フルタイムではなく、ごく短い時間働き、最低賃金に基づいた時間給を受け取るという「超短時間雇用」も本格的に始まっています。これは行政の現場だけではなく、会社や地域の店舗などで一日のうち15分程度から雇用の場を作り出し、長時間は働けないが短い時間ならという働く側のニーズと、それを担ってもらうことで、雇用を受け入れる側にも時間が生まれ、他の業

務に取り組めるというメリットをマッチさせた形で広がってきています。

●人材確保・定着・育成

現在進行中の福祉計画において、おそらくもっとも大きく、もっとも深刻な課題がこの「人材」の問題だと思います。残念ながら福祉計画の中間振り返りでも大きな進捗は見られませんでした。ぱれっとつうしんでは品川区社会福祉協議会が運営する「品川介護福祉専門学校」の取り組みを取材、そのシステムを紹介しましたが、経済面だけを見ても、それをそのまま渋谷区で実践することはできません。現在すでに議論が始まっている次期福祉計画でもこの課題は引き継がれ、より具体的な取り組みが期待される場所です。2025年には団塊世代が後期高齢者となり、一層高齢化社会が進む一方で、「働き方改革」によって雇用側も多様な働き方をサポートする動きも加速しています。正規雇用と非正規雇用の格差の是正や定年の引き上げなど社会も大きく変わろうとしている中、ただ人材を確保する方法を模索するだけでなく、どうやったら「働く人が辞めない渋谷」を作れるか、まだまだ取り組みは始まったばかりと言わざるを得ません。11月16日に開催される「渋谷福祉学会」(※)でもこの人材の問題にスポットを当てた分科会が予定されています。

●地域で暮らす

暮らしの場づくりに関する行政の動きでは、本年7月、幡ヶ谷二丁目に男性6名のグループホームが開設され、10月には短期入所事業、相談支援事業も併設される予

定です。今後も新設グループホームの予定はありますが、渋谷という立地を考えてもこの流れに限界があることは明らかです。一方でグループホームを求める声は年々増加の一途を辿っており、今後は官民一体となって「暮らし方」の議論を進めなければなりません。制度に定められたグループホームだけではなく、民間のアパートや暮らし慣れた自宅で障がいのある人が暮らしていくには何が必要なのか、何が足りないのか、などの新たな角度からの取り組みが期待されている場所です。また、暮らしに密着した制度としては障がいのある人がどこかへ出かける際にヘルパーをつけられる移動支援サービスが挙げられますが、今年度から渋谷区では就労継続支援B型事業所への通勤にも一部移動支援が認められるようになり、これも長年の議論を経て整備された成果のひとつだと思います。今後は暮らしの場の整備も含めて、もっと民間の社会資源を活かす方法は無いか、私たち自らが制度の枠を越えた柔軟な議論が必要に思います。

●ネットワーク

今年2月、渋谷区は原宿駅からほど近い神宮前三丁目エリアに区内初となる重症心身障害児者や医療的ケアを要する人の通所施設等の整備へ向けて方針を発表しました。そして8月には障害者総合支援法に定められた「地域生活支援拠点」整備の一環として、隣接する施設や区内事業所を合わせて「地域生活支援ネットワーク」を構築する構想を固めました。この運営については、次期福祉計画の目玉になると言っ

④ ※渋谷福祉学会・・・渋谷区が東京都市大学と共催して運営する障害・高齢・児童など福祉分野の事業所間で相互に先駆的で特徴ある取組を紹介し情報交流を図る場。2018年に第1回を開催。

ても過言ではありません。いかに官民が手を結び、それぞれの特徴を活かしながらより有用なネットワークにするか、また、ばれつつうしんで特集した際に紹介したように、区内に数多く存在する様々なネットワークをどう巻き込みながら運営できるかが鍵になるように思います。枠組みを作るのは行政の得意分野でも、それを運営するのは私たち民間の力の見せ所ではないでしょうか。

●横断する課題

4つのカテゴリについて、その後の動きを含めて書いてきました。それでは前号のテーマも含めてこれらに横断する課題はなんのでしょうか。2年半に渡る取材を通して、そして日々の事業を通して見えてきているのは「高齢化対策」です。年齢を重ねることは、障がいのある人本人、それを支える家族、私たち職員、ボランティア、すべての人たちに避けて通れない問題です。今の職場でいつまで働き続けられるか、今の暮らしをいつまで続けられるか・・・これはすべての人たちに共通する課題ですが、特に障がいのある人たちにとっては障がい者福祉からどの段階で高齢者福祉に切り替えていくかが大きなテーマになっています。家族の視点で見れば、「家で暮らせるうちは家で」と考えがちですが、早い段階で色々な選択肢を経験したり、緊急事態や災害など、ひとりではどうしようもない状態になったときに、どれだけ多くの道を用意しておけるかが鍵になると思います。そのためには関係者が議論のテーブルに多くのケースを挙げて共有し、持続可

能なモデルを作ることが重要だと思います。渋谷区外のある施設では障がい者のグループホーム見学の際、「介護認定がいたらここには居られません。通過型なので」という説明をしていました。このこと自体は間違っていないのかも知れませんが、もう少し利用者の状況に寄り添った表現ができないものかとも思いました。障がい者福祉の現場には、介護がメインになった入居者を継続して見られる体制や移行の情報が不足していて、法制度の壁を感じるものが少なくありません。障がい者福祉から高齢者福祉へ・・・様々な課題が絡みあいながら、確実に障がい者福祉分野に高齢化の波が押し寄せてきています。

●特集のまとめ

約2年半にわたり渋谷の福祉を考える特集を組んできました。今回報告したように、その間だけ見ても渋谷の福祉は大きく変わってきています。自立支援協議会福祉計画部会では、2020年度に最終年を迎える現在の福祉計画の振り返りをしつつ、2021年度から始まる次期計画の策定に向けてアンケートや意見交換会が企画されています。今困っていることは？これから起こるリスクは？働き方は？暮らし方は？街づくりは？様々な問いが飛び交います。この特集を通して思ったのは「行政には行政の、民間には民間の役割や使命があって、それを互いに活かしながら共に社会を創る」ことの大切さです。「制度が無いからできない」ではなく「無いものは創る」ぐらいの気概が必要なのかも知れません。

(事務局長 南山達郎)